

区分所有法 管理組合法人 管業 H29-38-3 <<#820>>

【問】正誤をつけよ。

法人格を有していない管理組合が管理組合法人になった場合、管理者の職務のうち、不当利得による返還金の請求及び受領については、当該管理組合法人の代表理事が承継することになる。



【答え】誤り

★
《ポイント》 管理組合法人 管業【★入門】 宅建【★入門】

6 管理組合法人は、その事務に関し、区分所有者を代理する。第18条第4項(第21条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。(区分法47条6項)